

## 鳥取県教育委員会告示第 12 号

昭和 31 年鳥取県教育委員会告示第 29 号（鳥取県保護文化財及び鳥取県指定天然記念物並びに鳥取県選定無形文化財の指定又は選定について）及び昭和 37 年鳥取県教育委員会告示第 34 号（鳥取県指定無形文化財の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

名称	変更事項	変更前	変更後
東郷町浪人踊	名称	東郷町浪人踊	東郷浪人踊
東伯町の大イヌガシ	名称	東伯町の大イヌガシ	琴浦町別宮の大イヌグス